

五城目都市計画道路の変更（秋田県決定）

都 市 計 画 図 書

平成25年4月

五城目町

## 五城目都市計画道路の変更（秋田県決定）

都市計画道路中 3.4.7 号森山線及び 3・5・6 号七倉線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3.4.7	森山七倉線	八郎潟町川崎字嘉美	五城目町字鶴ノ木	五城目町小池字岡本下台	約 1,760m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

五城目都市計画区域における土地利用等を勘案した道路網の検討結果と併せて、長期未着手の都市計画道路については現時点の社会経済情勢等に照らし検証した結果、3・4・7号森山線について3・5・6号七倉線との交点から終点までの区間の計画を廃止する。また、森山線の残る区間と七倉線を統合し、名称を3・4・7号森山七倉線とするとともに、一部区間の線形を変更し、併せて車線数を決定するものである。

## 変 更 理 由 書

本町では、平成23年3月に「五城目町都市計画マスタープラン」を策定し、道路網について、都市機能の維持及び増進を図るため適切な整備を行い、特に市街地においては安全で快適な道路空間を確保するものとし、また、長期間にわたり事業未着手の都市計画道路については見直しを行う方針を示している。

この方針のもと、本都市計画区域における土地利用等を勘案した道路網の検討結果と併せて、長期未着手の都市計画道路については現時点の社会経済情勢等に照らし検証した結果、3・4・7号森山線及び3・5・6号七倉線の変更を行うものである。

3・4・7号森山線は、3・4・2号中央線との交点を起点とし、市街地の北側縁辺を通り、市街地東側において国道285号（3・4・4号山手線）との交点を終点とする路線で、平成元年に現計画で決定されている。

その整備状況としては、起点部の一部区間で現在事業が進められているが、その他の区間は未整備となっている。

この未整備区間のうち、3・5・6号七倉線との交点から終点までの区間については、将来交通量が約500台/日と予測されているなど、その必要性は低下しており、当該区間の機能は既存道路等で確保できるものとなっている。更に、林子巻線の交点付近から終点までの区間については、近年、ほ場整備が施行されており、実現性についても低いと判断される。

以上の理由から、七倉線との交点から終点までの区間の計画を廃止する。

また、森山線の残る区間と七倉線を統合し、名称を3・4・7号森山七倉線とするとともに、森山線と七倉線の交点の一部区間については線形を変更し、併せて車線数を決定する。

新 旧 対 照 表

【 変更前 】

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		延長	構造 形式	車線 の数	幅員	
幹線街路	3.4.7	森山線	八郎潟町 川崎字嘉 美	五城目町 富津内下 山内字上 広ヶ野	五城目町 字稲荷前	約 3,890m	地表式		18m	幹線街路と 平面交差 1箇所	
幹線街路	3.5.6	七倉線	五城目町 字神明前	五城目町 字鶴ノ木	五城目町 字七倉	約 750m	地表式		12m	幹線街路と 平面交差 3箇所	

【 変更後 】

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		延長	構造 形式	車線 の数	幅員	
幹線街路	3.4.7	森山七倉線	八郎潟町 川崎字嘉 美	五城目町 字鶴ノ木	五城目町 小池字岡 本下台	約 1,760m	地表式	2車線	18m	幹線街路と 平面交差 3箇所	

## 都市計画の策定の経緯の概要

### 五城目都市計画道路の変更（秋田県決定）

事 項	時 期	備 考
説明会	平成24年7月11・13・18日	3会場 法16条
県事前協議	平成24年12月21日	
県事前協議回答	平成25年1月8日	
都市計画案の送付	平成25年1月30日	町→県
町決定案の縦覧	平成25年2月1日 ～平成25年2月15日	
五城目町へ意見徴収	平成25年2月4日	法18条
五城目町都市計画審議会審議	平成25年2月19日	
五城目町の回答	平成25年2月20日	法18条
計画案の縦覧	平成25年2月22日 ～平成25年3月8日	法17条
県都市計画審議会	平成25年3月22日	法18条
決定告示	平成25年4月5日	法20条
関係機関との協議経過 ① 道路管理者		